

加古川市生活バス路線維持確保対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、予算で定める範囲内で加古川市生活バス路線維持確保対策補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の種類等)

第2条 補助金の種類、範囲及び補助率又は額は、別表に掲げるとおりとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 乗合バス事業者

道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。

(2) 平均乗車密度

当該運行系統の補助対象期間の運送収入

当該運行系統の平均賃率 × 当該運行系統の補助対象期間の実車走行キロ

(3) 乗合バス事業者キロ当たり経常費用

補助対象期間の乗合バス事業の経常費用を補助対象期間の実車走行キロ数で除した1キロメートル当たりの経常費用をいう。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、加古川市生活バス路線維持確保対策補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、市長にその指定する期日までに提出しなければならない。

(1) 補助対象期間における旅客自動車運送事業等報告規則（昭和49年運

輸省令第 21 号)第 2 条第 2 項の事業報告書

- (2) 補助対象期間における補助対象系統輸送実績及び平均乗車密度算定表(様式第 2 号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定及び額の確定)

第 5 条 市長は、前条の規定により提出された申請書を審査し、これを正当と認めたときは、当該補助金の交付の決定及び額の確定を行い、加古川市生活バス路線維持確保対策補助金交付決定及び額の確定通知書(様式第 3 号)により、当該申請者にその旨通知するものとする。

- 2 市長は、補助申請者が暴力団等(暴力団(加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成 24 年条例第 1 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)及び暴力団員(同条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者並びに暴力団員と生計を一にする配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)をいう。以下同じ。)であって、補助金を交付することにより暴力団を利すると認めるときは、補助金の不交付を決定するものとする。

(補助金の経理等)

第 6 条 補助金の交付を受けた者は、補助金の経理について、その収支状況を明らかにするため、他の経理と明確に区別した帳簿を備えておかなければならない。

- 2 前項の帳簿その他の補助金の経理に係る証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後 5 年間保存するものとする。

(補助金の交付の取消し及び返還)

第 7 条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金交付決定の内容若しくはこれに付した条件、その他この要綱等

に基づく規定に違反したとき。

- (2) 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき。
- (3) 暴力団等であって、暴力団を利すると認められる補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(遅延利息)

第8条 前条の規定により補助金の返還を命ぜられた場合において、当該補助金を納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を市に納付しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条関係） 生活バス路線維持確保対策補助金

補助金等の種類	性質	事業費補助
	目的	複数市町に跨る広域バス路線について、関係市町が協調して民営の乗合バス事業者に予算の範囲内において補助金を交付し、市民にとって日常生活に必要不可欠な公共交通を確保することにより、市民の福祉の向上に寄与する。
補助金等の範囲	対象となる者	補助金の交付の対象となる者は、次の各号の要件をすべて満たした民営の乗合バス事業者とする。 (1) 補助対象期間における乗合バス事業において経常欠損を生じている者。 (2) この要綱に基づき補助金の交付を受け、引き続き1年以上補助の対象となる系統の運行維持を行う者。 ただし、運行維持が困難となる場合において、市長に報告し、その承認を受けたときはこの限りではない。
	対象となる経費	【補助対象系統】 ・「東加古川駅～土山駅南口」系統 ・「県立加古川医療センター～土山駅南口」系統 【補助対象期間】 補助を受ける前年の10月1日から補助年度の9月30日まで 【対象となる経費】 (1) 乗合バス事業者キロ当たり経常費用に、補助対象期間内の実車走行キロを乗じて得た額から経常収益を差し引いた額とする。 (2) 補助対象系統における本市の補助対象経費は、原則として、当該系統の本市に係る運行キロ程が当該系統の運行総キロ程に占める割合に応じた額とする。 (3) 運行に必要な設備等整備に要した費用があれば、その2分の1に相当する額を加算する。
補助金等の補助率又は額	補助率	10/10
	補助金の額	① 【対象となる経費】 の(1)(2)により求めた本市の補助対象経費に(3)を合計した後、千円未満切り捨て ② 補助対象経費の額を限度とする